

社会保障審議会児童部会放課後児童クラブの基準に関する専門委員会の設置について

1. 設置の趣旨

昨年8月の子ども・子育て関連3法の成立により、放課後児童クラブの設備及び運営について、厚生労働省令で定める基準を踏まえて市町村が条例で基準を定めることとされた。このため、基準の内容等について検討するため、社会保障審議会児童部会に「放課後児童クラブの基準に関する専門委員会」（以下「専門委員会」という。）を設置する。

2. 構成等

- (1) 専門委員会委員は、別紙のとおりとする。
- (2) 専門委員会には委員長を置く。
- (3) 専門委員会は、委員長が必要があると認めるときは、関係者の参加を求めることができる。
- (4) 専門委員会の庶務は、厚生労働省雇用均等・児童家庭局育成環境課において処理する。

3. 主な検討事項

- (1) 放課後児童クラブの基準について
- (2) その他

4. その他

- (1) 委員会は原則公開とする。

**社会保障審議会児童部会
放課後児童クラブの基準に関する専門委員会 委員名簿**

平成25年5月29日

氏 名	所 属
石崎 昭衛	新潟県北蒲原郡聖籠町保健福祉課長
尾木 まり	有限会社エムアンドエムインク子どもの領域研究所所長
◎ 柏女 霊峰	淑徳大学総合福祉学部教授
川綱 新二	文京区立柳町児童館館長
齋藤 紀子	横浜市こども青少年局青少年部放課後児童育成課長
笹川 昭弘	松戸市子ども部子育て支援課長
中川 一良	公益社団法人京都市児童館学童連盟常務理事、健全育成・子育て支援統括監
野中 賢治	鎌倉女子大学非常勤講師
堀内 智子	静岡県健康福祉部理事(少子化対策担当)
松村 祥子	放送大学教授
吉原 健	社会福祉法人東京聖労院顧問(前港区立赤坂子ども中高生プラザ館長)

◎:委員長

(敬称略、五十音順)

主な論点について（案）

1. 基準の範囲・方向性について

- 「子ども・子育て新システムに関する基本制度」（平成 24 年 3 月 2 日少子化社会対策会議決定）に明示されている事項（職員の資格、員数、施設、開所日数・開所時間など）を踏まえ、基準として定める事項について、どのように考えるか。

2. 具体的な基準の内容について

（1）従うべき基準

- 職員の資格について、どのように考えるか。
- 職員の員数について、どのように考えるか。

（2）参酌すべき基準

- 必要な施設・設備について、どのように考えるか。
- 開所日数・開所時間について、どのように考えるか。
- その他の基準について、どのようなものが考えられるか。

3. その他の論点

- 放課後児童クラブの利用手続について、どのように考えるか。
- 児童福祉法の改正により、これまで「小学校に就学しているおおむね 10 歳未満の児童」とされていた対象児童が、「小学校に就学している児童」とされたが、事業の運用に当たり配慮すべき点について、どのように考えるか。
- 放課後児童クラブと放課後子ども教室の連携した取組の実施に当たり配慮すべき点について、どのように考えるか。
- 児童館における放課後児童クラブの実施に当たり配慮すべき点について、どのように考えるか。
- その他の事項について、どのようなものが考えられるか。

平成 25 年 5 月 29 日

第 1 回放課後児童クラブの基準に関する専門委員会資料

※一部追記

今後の検討スケジュール（案）

第 1 回（5 月 29 日）

- 委員長の選任
- 今後の進め方について
- 放課後児童クラブの現状について
- フリートーキング

第 2 回（6 月 26 日）

- 放課後児童クラブの基準について
- その他

第 3 回

- 放課後児童クラブの基準について
- その他

第 4 回

- 関係団体からのヒアリング
- その他

第 5 回

- 放課後児童クラブの基準について（これまでの議論を踏まえた更なる検討）
- その他

第 6 回目以降

取りまとめ案の提示・議論



取りまとめ（年内目途）



児童部会、子ども・子育て会議への報告

※ 取りまとめを基に、省令の作成・公布（年度内目途）